



## 認定調査 “ワンポイント・アドバイス”



（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄

### ★★「5-1 薬の内服」★★

#### 定義

薬の内服とは、「薬や水を手元に用意する、薬を口に入れる、飲み込む（水を飲む）という一連の行為」です。

※注射や塗り薬等は含まれません。

#### 【 経管栄養の場合 】

経管栄養（胃ろうを含む）などのチューブから内服薬を注入する場合は含まれます。その場合、注入の介助方法で選択します。

#### 【 薬の処方がない場合 】

※薬の内服がない（処方されていない）場合は、薬が処方された場合を想定し、適切な選択をし、そのように判断できる具体的な事実を特記事項に記載してください。



#### 例題

- ① 月に1度、娘が薬カレンダーに薬を入れ、自分で取り出して内服している。  
→「2.一部介助」を選択。  
薬カレンダーで飲む薬の量を指示していると考えられるため、一部介助と判断します。
- ② 薬が処方されておらず、薬の内服はないが、サプリメントを毎朝自分で用意して飲んでいる。  
→「1.介助されていない」を選択。  
特記事項に、「毎日サプリメントを内服しており、薬の内服も行えると判断した」と記載。  
薬の内服がない場合は、想定して適切な方法を選択し、根拠となる情報を特記事項に記載して下さい。

#### 【介護認定の状況】（R5.9.4時点）

7月申請 473 件のうち審査会の予定が決まっていない数 65 件

8月申請 536 件のうち審査会の予定が決まっていない数 428 件

桐生市役所 健康長寿課 介護審査係（内線 394・395）